

お知らせ

初診時保険外併用療養費を改定します

当院では紹介状を持参して初診時の診察を受けられる方との公平を図るために、他の医療機関からの紹介状を持参せず、直接来院された患者さまから初診時保険外併用療養費をお支払いいただいているところですが、平成26年4月1日から下記のとおり、その額を改定しますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

1 初診時保険外併用療養費

改定前の額	改定後の額
1,500円	2,600円

- ※ 紹介状をお持ちの方、公費の受給者証(感染症法・特定疾患など)をお持ちの方、救急車で来院し救急診療を受けられた方からは、初診時保険外併用療養費はいただきません。
- ※ 歯科とその他の科は、健康保険法上は別の管轄となりますので、それぞれ別に初診時保険外併用療養費をいただきます。

2 かかりつけ医を持つことのお勧め

初診時保険外併用療養費(非紹介患者初診料)は、国(厚生労働省)が、病院と診療所の機能分担を図る目的で平成8年に定めた制度で、200床以上の病院に他の医療機関などから紹介状なしに初診で受診した場合、初診料等のほかに各病院の定めた金額を徴収できるものです。

病院と診療所の機能分担とは、日常的な診療は診療所の医師、すなわち「かかりつけ医」が行い、専門的な検査や入院が必要な治療は病院が行うという病状に応じた役割分担のことで、当院では地域医療支援病院としてかかりつけ医制度を推進する立場から、救急医療、入院医療の充実に努めてきました。

今後ともこれまで以上に地域の医療機関と連携し、共同して皆様方の治療にあたらせていただきますので、かかりつけ医をお持ちいただくとともに、地域の医療機関からの紹介状を持参していただくようお願いいたします。

平成26年4月1日
市立伊丹病院長